

# 事業実施の流れ

## 民間企業等からの事業提案

1 事業提案を受付  
(官民連携推進室※)

事業の所管課が  
明確な場合

2 事業提案の担当課(提案の窓口となる課)を調整  
(官民連携推進室※↔関係部)

企業等は、  
所管課に、  
直接、提案  
を申し込む  
ことができる

- (1) 関係部へ照会、個別相談・協議
- (2) 協働事業として実施できるかを検討  
・状況に応じて企業との打合せを実施
- (3) 事業提案の担当課を決定

I 事業実施に向け検討 (担当課)

II 連携と協力に関する協定を締結 (担当課)

- ・協定書の策定      ・調印式の調整      ・報道発表
- ・各部への通知      ・ホームページ等による公表

III 事業の実施 (担当課及び所管課)

- ・報道発表      ・事前公表(ホームページやブログ等)
- ・実施結果の報告(ホームページやブログ等)

※ 官民連携推進室以外の課も複数の政策分野での連携に関する事業提案の担当課になる場合がある

例 提案のあった複数の取組全てが1つの部の所管である場合  
提案のあった民間企業等と特につながり強い部署がある場合